

広島県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

倉橋大向釣士田港線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
七・九二〇 四一・三三三	四・六四〇 二二・八七			一一三・九〇	
一一三・三〇					拡幅
呉市倉橋町字川ノ奥二七四六番四地先から 呉市倉橋町字綿郷三六九番一地先まで					